

平成二十二年三月三十日受領
答弁第二七九号

内閣衆質一七四第二七九号

平成二十二年三月三十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の歳費のあり方等に係る鳩山由紀夫内閣の見解等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の歳費のあり方等に係る鳩山由紀夫内閣の見解等に関する再質問
に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十二年三月十二日内閣衆質一七四第一九九号）については、財務大臣が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、財務大臣がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

三、四、六及び七について

国会議員は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）に基づき、歳費を受けるものと承知している。国会議員の歳費の在り方については、まずは、国会において御議論いただくべき問題であると考えているが、第七十四回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説においては、「会派を超えて積極的な見直しの議論が行われることを強く期待します。」としているところである。

五について

お尋ねの「新旧議員が重複する形」の所要額については、人数等の具体的な前提が定かではないため、お答えすることは困難である。